

「笑顔時計」利用規約

市のホームページ上で提供する笑顔時計は、市を笑顔あふれる街にするため、お子さんの素敵な笑顔の写真を紹介するものです。

この笑顔時計に掲載する写真の投稿に当たっては、本利用規約（以下「規約」という。）への同意が必要となります。

なお、笑顔時計への投稿をもって、この規約に同意したものとみなします。

第1条 市を笑顔あふれる街にするため、未就学児以下のお子さんの写真掲載を希望する人ならどなたでも応募できます。

第2条 笑顔時計に投稿しようとする人（以下「投稿者」という。）は、笑顔時計投稿用フォームから投稿します。被写体が笑顔である、若しくは見た人も笑顔になれるような写真で、未就学児以下のお子さんを対象とします。

第3条 写真を投稿しようとする人（以下「投稿者」という。）は、笑顔時計投稿用フォームから投稿します。投稿された写真は、市の審査を経て掲載されます。内容の確認等のため、市から投稿者へ連絡することがあります。

第4条 投稿者は、次に掲げる写真を投稿してはいけません。また、次に掲げる内容と誤解を受けるおそれがあるものも同様とします。

- 1 市を笑顔あふれる街にする目的にそぐわない写真
- 2 画像を加工（特殊加工や文字の挿入など）した写真
- 3 著作権、商標権、プライバシー権、肖像権、名誉権又は第三者の権利を侵害するおそれのある写真
- 4 撮影が禁止されている箇所の写真
- 5 広告・宣伝・営業活動、公職選挙運動、特定の思想・宗教への勧誘、わいせつな表現その他これらに類する内容を含む写真
- 6 その他、不適切であると判断される内容の写真

第5条 掲載期間は、掲載から1か月程度とし、投稿された写真は笑顔時計でのみ掲載するものとします。

第6条 掲載情報のうち、次の項目に該当すると市が判断した場合は、投稿者に断りなく、掲載情報の全部若しくは一部を削除し、又は非公開とすることがあります。

- 1 掲載後に本規約の第4条に掲げる写真に該当する投稿
- 2 市の判断により掲載が不適切と認められたもの

第7条 市は、投稿者又は投稿者と第三者間のトラブルによって生じた損害に対する一切の責任を負いません。

第8条 その他の注意事項は次のとおりです。

- 1 投稿された写真の著作権は、市に帰属します。

- 2 撮影者はお子さんの保護者等から許可を得た上で、写真を投稿してください。
 - 3 投稿から掲載までに時間を要する場合があります。なお、掲載又は不掲載の審査の結果は投稿者に通知しません。
 - 4 写真は「J P E G」形式のデータで、ファイルサイズは2メガバイト以下としてください。
 - 5 投稿された写真は、サイズ変更やトリミングを行う場合があります。
 - 6 投稿者に対し、投稿された写真データは返却しないものとします。
 - 7 投稿数により掲載期間を変更する場合があります。
- 第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定めます。